

令和 年 月 日

高槻市長 様

(貸し手) 住所

氏名 ⑩

(借り手) 住所

氏名 ⑩

農用地の利用権の変更（解除）について（通知）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56条）による農用地利用集積計画において設定された農地の利用権を変更（解除）したいので通知します。

記

1. 変更（解除）の理由

2. 変更（解除）事項

対象農地の所在・地番・面積等

所在地番	地目	面積(m ²)	変更（解除）事項	
			変更前	変更後

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56条）附則（抜粋）

第五条 旧基本構想を定め、又は変更し、及び公告した同意市町村（農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する同意市町村をいう。附則第十一条第二項において同じ。）は、施行日から起算して二年を経過する日（その日までに新基盤強化法第十九条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日。附則第十一条第一項及び第二十六条において同じ。）までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができる。

2 この法律の施行前に旧基盤強化法第十九条の規定による公告があった農用地利用集積計画（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により定められ、及び公告された農用地利用集積計画を含む。附則第十八条において同じ。）については、なおその効力を有するものとし、当該農用地利用集積計画に関する農地法による農地所有適格法人以外の者の報告等並びに農地又は採草放牧地の賃貸借の更新及び解約等の制限、旧基盤強化法による勧告、取消し、公告及びあっせんその他の行為並びに登記の特例並びに農地中間管理事業の推進に関する法律による農地中間管理権（同法第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。附則第十八条において同じ。）に係る賃貸借又は使用貸借の解除及び農用地等の利用状況の報告については、なお従前の例による。